

令和元年度

指 定 管 理 者
監 査 報 告 書

八代市監査委員

八 市 監 第 3 4 9 号
令 和 2 年 3 月 1 3 日

八 代 市 長 中 村 博 生 様
八 代 市 議 会 議 長 上 村 哲 三 様

八代市監査委員 江 崎 眞 通
八代市監査委員 上 原 治
八代市監査委員 古 嶋 津 義

指定管理者監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

本指定管理者監査における指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を報告願います。

目 次

○株式会社 肥後畳表中央市場

1	監査の種類	1
2	監査の範囲	1
3	監査の実施期間	1
4	監査の対象	1
5	指定管理の概要	1
6	監査の方法	3
7	監査の着眼点	3
8	監査の結果	4
9	まとめ	5
	参考資料	6

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく指定管理者監査

2 監査の範囲

平成28年度から平成30年度における指定管理に係る施設の管理、会計処理等に関する事務の執行

3 監査の実施期間

令和2年2月3日から令和2年2月20日まで

4 監査の対象

団体の名称	主管課
株式会社 肥後豊表中央市場	観光振興課

5 指定管理の概要

(1) 指定管理施設の概要

施設名	所在地及び施設概要
八代市広域交流地域振興施設「よかところ産館」	上日置町 4459 番地 1 平成 20 年 12 月 26 日 開館 鉄骨造平屋建て ・建築面積 806.63 m ² 物産スペース、レストラン、フリースペース、トイレ、事務室等
八代市松中信彦スポーツミュージアム	上日置町 4459 番地 1 平成 21 年 1 月 29 日 開館 鉄骨造 ・建築面積 354.65 m ² 大展示室、ダグアウトシアター、展示スペース、トイレ、事務室等

(2) 対象団体の概要

平成31年4月1日現在

名 称	株式会社 肥後豊表中央市場
設 立 年 月 日	昭和 44 年 6 月 13 日
所 在 地	八代市千丁町太牟田 2353 番地の 1

役員・従業員	代表取締役 福田 幸作 取締役会長 1 名 取締役副社長 1 名 監査役 1 名 従業員 27 名
設 立 の 目 的	菌製品の集荷及び販売・青果物及び加工品の委託販売及び仕入販売
指 定 管 理 の 主 な 業 務	平成 27 年 4 月から下記 2 施設の指定管理を行っている。 (1) 広域交流地域振興施設「よかところ物産館」 ①農産物等の展示及び販売の受託に関する業務 ②地域食材等の提供に関する業務 ③観光情報の収集及び発信に関する業務 ④振興施設及び附属設備の利用に関する業務 (2) 松中信彦スポーツミュージアム ①スポーツに関する情報の提供及び啓発活動に関する業務 ②スポーツの振興に寄与する物品および松中信彦氏に関する物品の展示に関する業務 ③松中信彦スポーツミュージアムの施設及び附属設備の利用に関する業務

(3) 指定管理の状況

(ア) 選定方法

八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条公募による指定管理者の候補者の選定による。

(イ) 指定管理期間

八代市広域交流地域振興施設「よかところ物産館」（以下「よかところ物産館」という。）

平成 20 年 12 月 26 日 開館

平成 21 年 1 月から指定管理者制度導入

第 1 期 平成 21 年 1 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで（3 年 3 ヶ月）

第 2 期 平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで（3 年）

第 3 期 平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで（5 年）

※第 3 期から八代市松中信彦スポーツミュージアムと一括で指定管理

八代市松中信彦スポーツミュージアム（以下「スポーツミュージアム」という。）

平成 21 年 1 月 29 日 開館

平成 22 年 4 月から指定管理者制度導入

第 1 期 平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで（2 年）

第 2 期 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで（1 年）

第 3 期 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで（1 年）

第 4 期 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで（1 年）

第 5 期 平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで（5 年）

※第 5 期からよかところ物産館と一括で指定管理

(ウ) 納付金

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
納付金	2,300 千円	2,600 千円	2,900 千円

※利用料金制採用

6 監査の方法

今回の監査については、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、「指定管理者」の監査として、本年度は「株式会社 肥後豊表中央市場」（以下「肥後豊表中央市場」という。）を選定し、監査を実施した。

監査では、次の着眼点に基づき、施設の運営管理が適正に行われているか、利用促進が図られているかなどについて、肥後豊表中央市場及び主管課に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査を行うとともに、関係職員から説明聴取を実施した。

7 監査の着眼点

(1) 団体に関する事項

- ・協定に基づく義務の履行は適切に行われているか
- ・各種報告は協定どおりなされているか
- ・協定の内容に反する第三者への委託を行っていないか
- ・管理に関する経費の請求、受領または納付金の時期、納付金額は、協定どおりにされているか
- ・事業報告書の提出は期限内になされているか
- ・事業報告書は適正に作成されている。
- ・経費節減は図られているか
- ・利用促進のための努力はなされているか
- ・施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか
- ・他の事業との会計区分は明確になっているか
- ・施設の管理に係る収支関係帳簿、記帳は適正になされているか
- ・領収書類の整備、保存は適切になされているか
- ・経理規定等の諸規定は、整備されているか

(2) 主管課に関する事項

- ・施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか
- ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか
- ・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか
- ・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか
- ・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか
- ・事業報告書の点検は適切になされているか
- ・指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか

- ・指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか
- ・モニタリングのチェックは十分か
- ・実査等行っているか

8 監査の結果

指定管理事務について、肥後豊表中央市場にあつては管理運営に関する業務において、主管課にあつては肥後豊表中央市場に対する指導面において、概ね適正に行われていたが、一部に改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

指摘事項について、措置を講じたときには、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を報告いただきたい。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、口頭で改善の要望を行った。

(1) 団体に関する事項

- ① 廃棄物の運搬及び処分業務委託契約において、契約書に添付されている産業廃棄物収集運搬業等の許可証の期限が切れていた。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、無許可業者への委託を行った場合は、同法第25条第1項第6号の委託基準違反に該当し、罰則が適用される。

廃棄物の運搬及び処分業務を委託する場合には、必要な許可の有無を確認し、業務を委託できる業者かどうかの確認を行うようにしていただきたい。

- ② スポーツミュージアムに係る賃金や電気料等の経費が、よかところ物産館の経費に含めて市へ報告されていた。

この2施設は一括で指定管理が行われているが、管理経費の収支は施設ごとに報告しなければならない。

管理経費の収支については、施設ごとに適正に報告していただきたい。

(2) 主管課に関する事項

協定書に手続きが定められているものについて、次のような不適切な取り扱いがあった。

- ・管理業務の再委託に関する承認が行われていなかった
- ・指定管理施設の有料スペースの使用について、使用許可が行われていなかった

市の承認が必要なものについては、適正な時期に承認申請を提出するよう指導し、適正な審査を行った上で承認を行っていただきたい。

9 まとめ

当該2施設については、開館直後から指定管理制度を導入し、施設の管理及び運営が行われてきたところである。当初は別々に指定管理を行っていたが、平成27年から2施設を一括して指定管理を行うように改めている。

施設の利用状況については、よかところ物産館及びスポーツミュージアムのいずれもほぼ横ばいの状態であるが、イベントの実施など集客への努力が見られる。

収支状況については、2施設を一括で指定管理したことによる支出の節減効果が見られ、収入の面では、指定管理者によるさまざまな農産物の販売促進、販路拡大の取り組みも行われている。

肥後豊表中央市場においては、令和2年度からの指定管理者としても選定されているため、今後の更なる取り組みに期待したい。

管理及び運営に関する業務においては、条例や協定書等に基づかない事例が一部に見られた。施設の管理や市への承認申請にあたっては、条例や協定書等を遵守するようにしていただきたい。

今後は、指定管理制度の趣旨に則り、収入面では集客及び収益拡大に向けての取り組みを充実させ、支出面では競争性を発揮した経費節減への取り組みを引き続き行っていただきたい。

主管課においては、指定管理業務に関する指導が不足している部分が見られた。指定管理施設の関係条例や協定書等が遵守されているか確認を行い、必要に応じて指導や助言を行っていただきたい。また、指定管理業務について、適正な評価・検証を行っていただきたい。

今後、適正な施設の管理を行うとともに、更なる利用者の増加を図るため、肥後豊表中央市場においては、利用者の要望把握、施設活用に努め、主管課においては、指定管理制度のメリットが十分発揮されるように肥後豊表中央市場と緊密な連携を図り、適時適切な指導、助言を行っていただきたい。

参考資料

【施設利用者数及び使用料収入の状況】

(単位：人、円)

(単位：人、円)

施設名		利用状況	H28年度	H29年度		H30年度			
				前年増減	前年比		前年増減	前年比	
広域交流地域振興施設 「よかとこ物産館」		利用者数	273,695	268,811	△ 4,884	98%	262,640	△ 6,171	98%
		収入	401,818,516	402,308,522	490,006	100%	392,809,872	△ 9,498,650	98%
収入 内訳	物産館部門	使用料収入	385,322,366	380,219,988	△ 5,102,378	99%	372,409,638	△ 7,810,350	98%
	レストラン部門	使用料収入	16,496,150	22,088,534	5,592,384	134%	20,400,234	△ 1,688,300	92%

(単位：人、円)

施設名	利用状況	H28年度	H29年度			H30年度		
			前年増減	前年比		前年増減	前年比	
松中信彦 スポーツミュージアム	入場者数	2,768	2,257	△ 511	82%	3,324	1,067	147%
	(無料)	1,665	1,024	△ 641	62%	2,191	1,167	214%
	(有料)	1,103	1,233	130	112%	1,133	△ 100	92%
	使用料収入	313,280	339,320	26,040	108%	314,600	△ 24,720	93%

【収支の状況】

広域交流地域振興施設「よかところ物産館」

(単位：円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	売上	396,184,579	398,486,372	385,219,288
	雑収入	1,035,875	769,170	1,037,240
	その他売上	4,598,062	3,052,980	6,553,344
	合 計	401,818,516	402,308,522	392,809,872
支出	商品仕入	324,874,208	321,090,408	310,424,522
	人件費	29,953,850	30,133,323	33,839,612
	広告宣伝費	638,786	1,964,234	3,285,185
	水道光熱費	7,182,970	7,178,171	7,324,920
	その他	20,565,629	22,997,080	19,788,377
	合 計	383,215,443	383,363,216	374,662,616
収 支 (A)		18,603,073	18,945,306	18,147,256

松中信彦スポーツミュージアム

(単位：円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	来館者売上	313,280	339,320	314,600
	その他売上	224,380	242,060	186,535
	合 計	537,660	581,380	501,135
支出	商品仕入	240,819	178,764	88,944
	人件費	1,835,720	1,410,965	1,010,012
	広告宣伝費	66,860	35,000	31,200
	水道光熱費	26,640	25,920	24,960
	その他	996,313	994,288	1,182,498
	合 計	3,166,352	2,644,937	2,337,614
収 支 (B)		△ 2,628,692	△ 2,063,557	△ 1,836,479

2 施設合計

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
2 施設合計収支 (A) + (B)	15,974,381	16,881,749	16,310,777
市への納付金	2,300,000	2,600,000	2,900,000
差 引	13,674,381	14,281,749	13,410,777